

公害紛争処理制度について

東京都公害審査会事務局

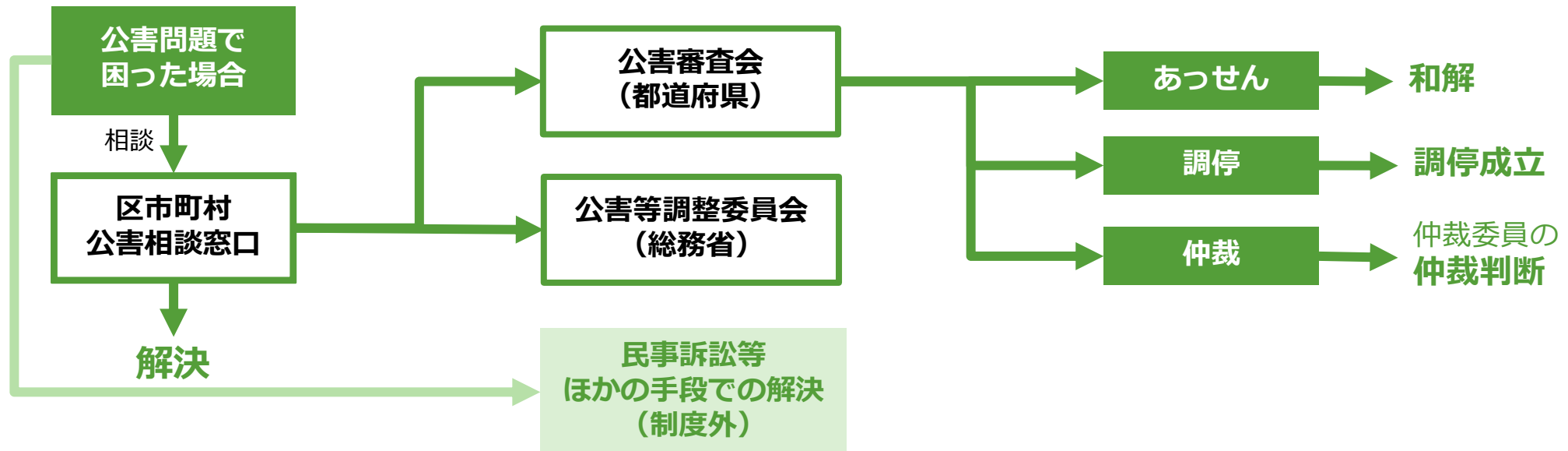
公害紛争処理制度について

◇制度のポイント

- **典型7公害***を対象とした、民事上の公害紛争について、**迅速かつ適正に解決することを目的**とする制度である。
- 公害紛争処理機構として、国に**公害等調整委員会**、都道府県に**公害審査会等**が設置されている。
また、公害の苦情を迅速・適正に解決するため、都道府県及び区市町村には、**公害苦情相談窓口**が設けられている。
- 公害審査会等では、**あっせん**、**調停**及び**仲裁**を行う。公害等調整委員会では、これに加え裁定を行う。
- **調停**では、学識経験者などで構成された委員が、公正・中立な立場で紛争当事者の間に立って、**話合いの場を提供**する。
- 裁判と異なり、双方の互譲に基づいて紛争の解決を図る手続であり、**特定の措置をとるよう命令することなどはできない**。
- 当事者が率直に意見を述べ合うことで、当事者間の互譲を図るため、**手続は非公開**となる。**期日の傍聴や取材等**はできない。
- 公害審査会の適正な運用確保のため、**当事者であってもSNSやメディアを通じた内容等の発信はできない**。

◇公害紛争処理制度による解決までの流れ（例）

*典型7公害：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下



公害紛争処理制度とは

(1) 概要

- **民事上の公害紛争**について、裁判とは別に、**小額の費用**で、**迅速かつ適正に解決**することを目的
- **典型 7 公害** (※) が対象 ※ **大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下**
- 一般的な手続である**調停**では、**互譲による解決**のため、学識経験者等で構成された委員が、**公正・中立**な立場で紛争当事者の間に立って**話合いの場を提供**
- 都の機関：**東京都公害審査会**
 - 設 置 昭和 46 年 4 月 1 日
 - 根拠法令 ①公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）
 ②東京都公害紛争処理条例（昭和45年東京都条例第149号）
 - 性 格 地方自治法第138条の 4 第 3 項の**執行機関（知事）の附属機関**
 - 組 織 委員は人格が高潔で識見の高い者のうちから知事が議会の同意を得て任命
 - ①委員 15名（専門分野 法律 5 名、産業技術 6 名、公衆衛生 1 名、言論 3 名）
 - ②任期 3 年（現委員（第18期）任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで）
 - 事 務 局 東京都環境局総務部総務課（東京都公害審査会事務局）

公害紛争処理制度とは

(2) 東京都公害審査会の所掌事務

■ 公害に係る紛争について、**あっせん**、**調停**、**仲裁**の手続により、紛争の迅速・適正な解決を仲介

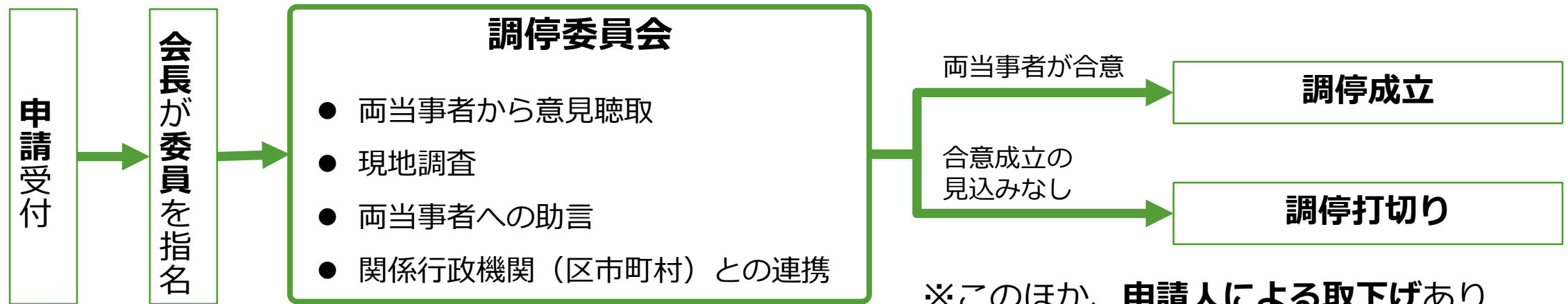
●**あっせん** … **あっせん委員**が、紛争当事者の間に入って、交渉が円滑に行われるよう仲介

●**調停** … **調停委員会**が紛争の当事者を仲介し、**双方の互譲による合意**により紛争を解決

※「あっせん」との違いは調停委員会が積極的に介入し、手続をリードしていく点

●**仲裁** … 紛争当事者双方が**裁判を受ける権利を放棄**し、紛争の解決を**仲裁委員会**に委ね、その判断に従うことを約束（**仲裁契約**）することにより紛争解決

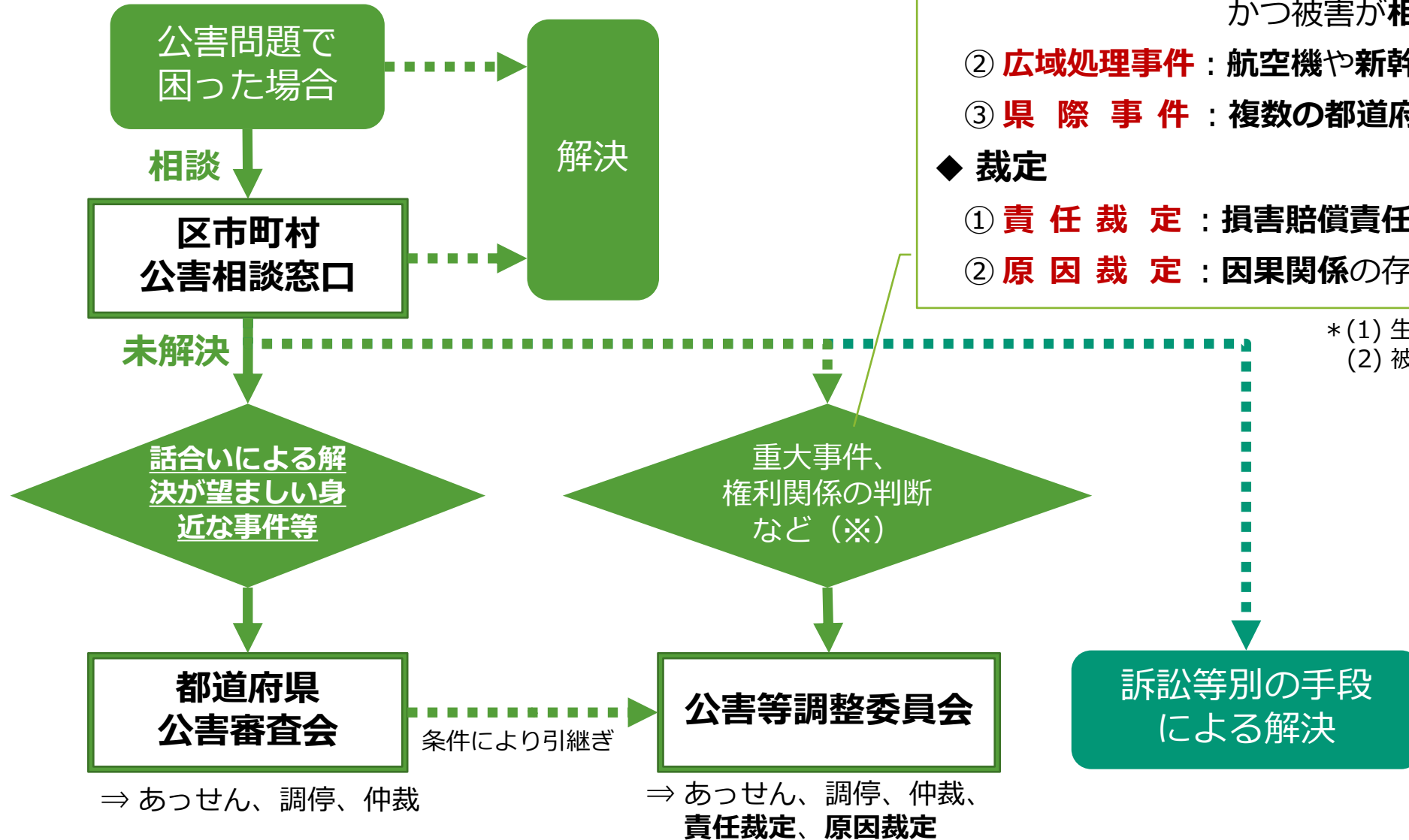
■ 手続の主な流れ（調停委員会の例）



※このほか、**申請人による取下げ**あり

公害紛争処理制度とは

(3) 公害発生からの手続の流れ (例)



※公害等調整委員会が扱う紛争

◆ 調停等

- ① **重大事件**：大気汚染・水質汚濁等により著しい被害かつ被害が相当多数の者に及ぶ事件*
- ② **広域処理事件**：航空機や新幹線に係る騒音事件
- ③ **県際事件**：複数の都道府県にまたがる事件

◆ 裁定

- ① **責任裁定**：損害賠償責任の有無を判断
- ② **原因裁定**：因果関係の存否を判断

* (1) 生命、身体に重大な被害が生じる事件
(2) 被害の総額が5億円以上の事件

1 公害審査会に被申請人（事業者）の開発行為等の中止や差止めを求めることはできますか。

- 公害紛争処理制度で扱う紛争は**民事上の紛争**に限られるため、行政機関が行った処分等の取消しや差止め、見直し等を求めるもの（**行政事件**）に係る**申請はできません**。
- 公害紛争処理制度における調停は、調停委員会が当事者の間に入り、**双方の互譲に基づく合意**により紛争の解決を図る手続です。このため、裁判のように、**一方当事者に対して、その主張が妥当であると認定したり、特定の措置をとるよう命令したりすることはできません**。
- なお、両当事者が合意に至った場合、その合意には**民法上の和解契約と同一の効力**があります。ただし、裁判上の和解のように強制執行の債務名義とすることはできません。

2 申請受理から終結までに何を行うのですか。また、どのくらいの期間が必要ですか。

- 申請が受理されたら、まず当該案件に**事件番号**が付され（例：令和○年（調）第○号事件）、続けて、被申請人に対して申請書の写しが送付され、**被申請人の意見書による反論する機会**が与えられます。その後、当事者双方が参加する**期日***を開催します。（*期日とは、手続が行われる日時・場所のこと）
- 当事者との連絡調整や調停委員の選任、日程調整等を行うため、申請の受理から初回期日の開催まで、おおむね**4か月から6か月程度**の期間を要します。
ただし、申請の内容や当事者の人数、影響範囲等によっては、更に期間を要する場合があります。
- 当事者は**期日に出席**したり**文書を提出**したりして話を進めていきます。必要に応じて**現地調査**を行うこともあります。
- 紛争の解決には**当事者間の互譲による合意**が必要であり、**合意の成立する見込みがない場合**や、**運営に支障をきたす行為が確認された場合等**には、**打切りにより終結**することがあります。
- 終結までの期間は事件の内容により様々ですが、一般に、**数か月から数年**を要します。

3 公害審査会で申請人になるための要件や人数の制限などがありますか。 また、公害審査会が扱う紛争にはどのようなものがあるのでしょうか。

- 申請人は「**公害に係る紛争**」の**当事者**であり、将来発生するおそれを含む公害の被害者（又は加害者）であることが要件です。このため、居住地域や被害の程度等によっては、**申請人（紛争の当事者）と認められない場合**があります。
- 期日に参加できる人数については、**当事者間の互譲を促す制度の趣旨**に鑑み、多数の当事者が参加することによって、一方当事者の萎縮等をまねかないよう配慮をお願いしています。
- 対象となる紛争が「**相当範囲にわたる典型7公害に係る紛争**」に当たらない場合や、**典型7公害以外に係るもののみ**である場合は、**公害審査会が扱う紛争に該当しません**。
- 主な争点が典型7公害に係る紛争であり、**関連する典型7公害以外の紛争の解決も求める場合は、付随的に争点にすることが可能**です。ただし、あくまでも**典型7公害に係る紛争の解決を目的**とします。
- 行政処分（許可・認可など）の取消しを求めるものは、**公害審査会が扱う紛争に該当しません**。
- 「既に発生した被害に係る紛争」のほか、「**将来発生するおそれのある被害に係る紛争**」（いわゆる「おそれ事件」）も対象となる場合があります。

よくある質問(FAQ)

4 公害審査会の内容について、傍聴、取材、資料請求等はできますか。 また、報道機関やSNS等で発信しても良いですか。

- 当事者が率直に意見を述べ合うことで、当事者間の互譲を図るため、期日等の**手続は非公開**（公害紛争処理法第37条）とされています。このため、**期日の傍聴や取材等はありません**。また、**委員や当事者が期日で発言した内容を報道機関に提供したり、インターネットやSNS等で発信したりすることもできません**。
- 期日での発言等の非公開とされる事項を公表するなど、**公害審査会の適正な運用に支障をきたす行為**が認められた場合は、**公害審査会の判断により調停等を打ち切る**ことがあります。
- また、調停等では「その職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退場を命じ、その他職務の円滑な執行のため必要な措置を執ることができる」（公害紛争処理法施行令第11条）とされており、当事者であっても、**期日での言動等によっては、退場を命じることがあります**。
- **事件の記録**（当事者が提出した文書等）は、**公害審査会の許可**を得て、**紛争の当事者のみが閲覧可能**です。
ただし、**記録の謄写はできません**。

なお、閲覧の許否は、手続が非公開とされる趣旨を踏まえ、諸般の事情を総合的に考慮して判断されます。

参考資料

公害紛争処理制度とは

(1) 処理対象事件（管轄等）

- 国は「公害等調整委員会」を設置（公害紛争処理法第3条）し、次の紛争を管轄

- あっせん、調停及び仲裁

- 重大事件

- ① 現に人の健康又は生活環境（環境基本法）に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、
 - ② 当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る紛争（公害紛争処理法第24条第1項第1号）

- 広域処理事件

- 二以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る紛争（同第2号）

- 県際事件

- 事業活動等の行われた場所及び被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合等における当該公害に係る紛争（同第3号）

- 裁定

- 全ての事件

- (1) 責任裁定：損害賠償責任の有無及び賠償額を判断する手続（公害紛争処理法第42条の12）

- (2) 原因裁定：加害行為と被害発生との間の因果関係について判断する手続（公害紛争処理法第42条の27）

- 都道府県は、「あっせん、調停及び仲裁」のみ（上記に掲げる国の管轄となる紛争以外の紛争）

公害紛争処理制度とは

(2) 受付・処理案件、禁止事項等

■「不適法な申請」は申請時点で却下

- 紛争が「相当範囲にわたる典型7公害に係る紛争」に当たらないと判断される場合
- 紛争が**典型7公害以外に係るもののみ**である場合
- 申請の内容が**行政事件等、民事上の紛争（公害紛争処理法第26条）**でない場合
- 申請の対象が**防衛施設に係るもの（公害紛争処理法第50条）**である場合
- 申請人等に当事者能力がない、手数料や書類の不足など形式要件を満たさない場合 など

■ 主な争点が典型7公害に係る紛争であり、関連する典型7公害以外の紛争の解決も求める場合は、**付随的に争点にすることが可能**（ただし、あくまでも**典型7公害に係る紛争の解決が目的**）

⇒ 行政処分等に係る判断や差止などの措置を求めることは、付随的にも不可

■ 申請人は「**公害に係る紛争**」の**当事者**（又は代理人）であることが要件

⇒ 居住地域や被害の程度等によっては、申請人として認められない場合あり

■ 当事者が率直に意見を述べ合うことで、当事者間の互譲を図るため、**手続は非公開**（公害紛争処理法第37条）

⇒ 委員や当事者が期日で発言した内容等は、**報道機関への提供やインターネットやSNS等による発信は不可**

※補足 手続は非公開です。進捗の質問などにもお答えができませんので御注意ください。

東京都公害審査会の運営状況

(1) 過去の受理件数等

■ 手続き別処理状況（昭和46年4月～令和6年9月現在）

区 分	取扱件数							
	申請 (職権含)	終 結	(内訳)				係属中	公調委へ送付
			成 立	打 切	取 下	公調委 へ引継		
あっせん	8 (1)	8 (1)	4 (0)	4 (1)	0	0	0	0
調 停	243 (40)	238 (38)	123 (11)	95 (22)	19 (5)	1 (0)	2	3 (0)
仲 裁	0	0	0	0	0	0	0	0
計	251	246	127	99	19	1	2	3

※ ()内数は直近10年間（平成26年4月～令和6年9月）の動き

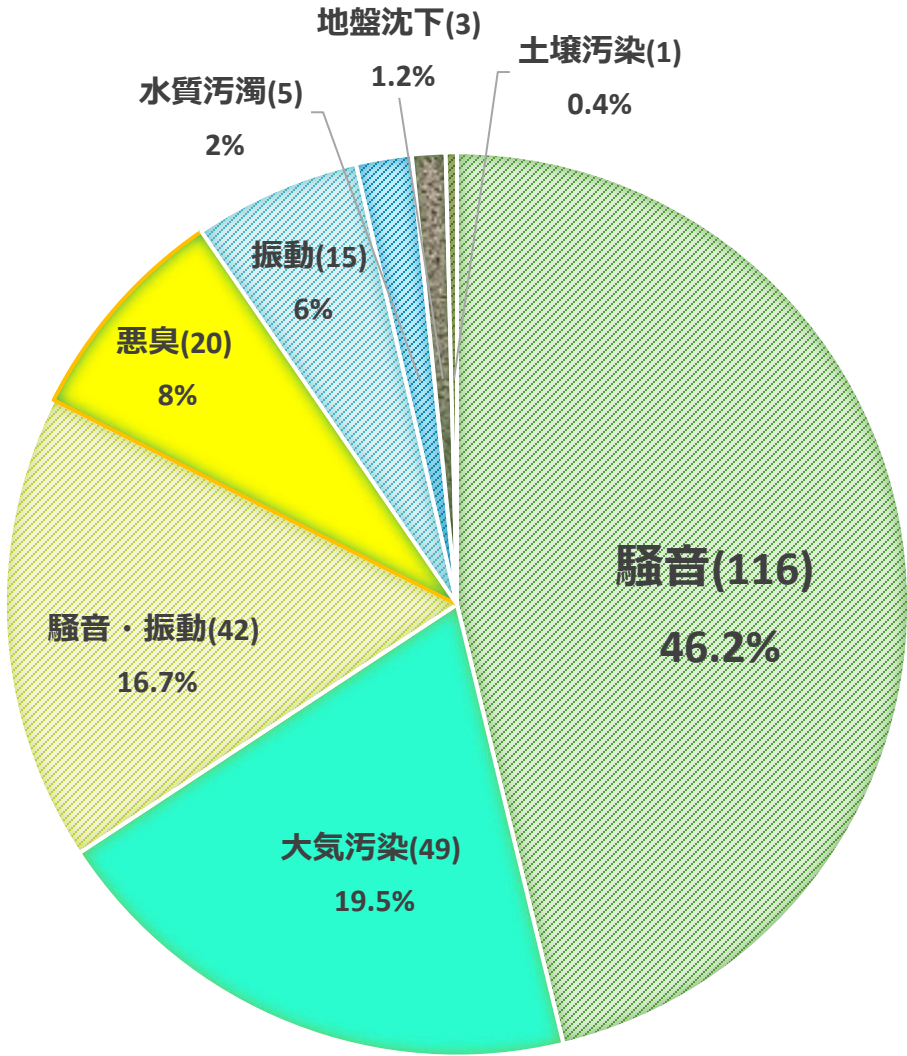
■ 義務履行勧告実施状況（同上）

区 分	申 出	終 結		
			勧告実施	勧告せず
申出事件件数	5	5	2	3

(2) 公害現象別内訳

■ 公害現象別内訳（全期間、令和6年9月現在）

現象	件数	%
騒音	116	46.2%
大気汚染	49	19.5%
騒音・振動	42	16.7%
悪臭	20	8%
振動	15	6%
水質汚濁	5	2%
地盤沈下	3	1.2%
土壌汚染	1	0.4%
合計	251	-



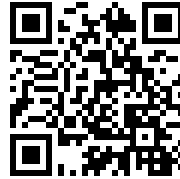
- 工場：80件（31.9%）
- 指定作業場：39件（15.5%）
- 建設作業：24件（9.5%）
- 道路：18件（7.2%）
- その他：90件（35.9%）
（店舗、保育所、鉄道、家庭等）



関連リンク

総務省 公害等調整委員会

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html>



公害等調整委員会機関誌「ちょうせい」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/main.html>



東京都 環境局 公害審査会

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/conference/policy_others/pollution_comitee

